

令和7(2025)年度第3回みよし市地域包括ケア推進会議 資料
日時：令和8(2026)年3月16日(月)

高齢者等を取り巻く 消費者トラブルについて (情報提供)

みよし市産業振興課 (みよし市消費生活センター)

みよし市消費生活センターについて

【みよし市消費生活センターとは？】

- ▶ 消費者安全法第10条の2第1項に基づく、
消費者トラブル解決のための相談窓口
- ▶ みよし市役所4階相談室（産業振興課の隣）に開設
- ▶ 相談可能日時：月・水曜の午前9時から正午まで
木・金曜の午後1時半から午後4時半まで

【センターの業務について】

- ▶ 相談業務は、消費生活相談員資格所有者が行う。
- ▶ 消費者被害の相談、暮らしに役立つ情報提供、消費者教育等
- ▶ クーリングオフ手続きのアドバイスや、事業者との交渉

みよし市における 高齢者の消費者トラブル状況

令和7年度みよし市消費生活センターでの相談件数

全体件数 130件

内、60代以上 53件

本人(高齢者)からではなく
家族からの相談も含む

(2025年4月～2026年1月)

代表的な相談内容等

- ・インターネット上の買い物トラブル (32件)
→定期購入やお試し購入のトラブル (内7件)
- ・分電盤のメンテナンスに係る訪問トラブル (3件)
(実際に被害にあった方は、0件)

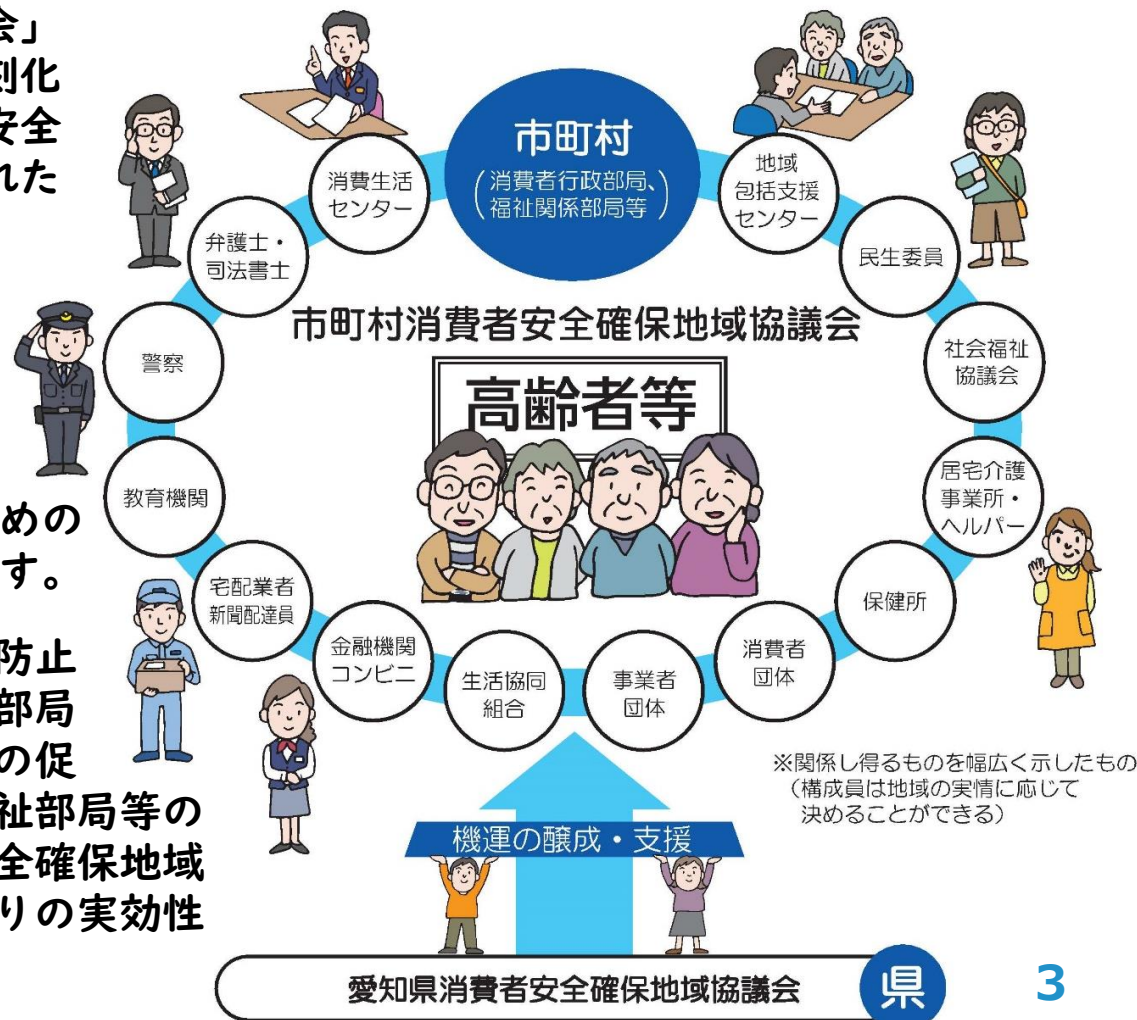
消費者安全確保地域協議会とは (通称：見守りネットワーク)

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）のイメージ

「消費者安全確保地域協議会」は高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、平成26年の消費者安全法改正において新たに設けられた制度です。

地方公共団体の関係機関により構成され、消費生活上特に配慮を要する消費者（高齢者、障がい者等）の見守りなど必要な取り組みを行うための情報交換・協議を行う協議会です。

高齢者等の消費者被害の防止のため、厚生労働省は福祉部局と消費者行政部局との連携の促進を求めており、既存の福祉部局等のネットワークを「消費者安全確保地域協議会」と位置づけ、見守りの実効性を高めたいとしています。



見守りネットワークを活用してください!!

通常の消費者相談であれば本人からの相談に限られていますが、
見守りネットワークの構成員であれば本人でなくても消費生活
センターに相談することができます。

【個人情報保護法（第23条第1項第1号）の例外規定が適用されます】



日頃から高齢者等に関わる立場の構成員が「この人トラブルに
巻き込まれてない??」と覚ることがあればお気軽に消費生
活センターに相談してください。トラブルになっていなくても、
相談だけでも受け付けることができます。

消費者トラブルの表面化や高齢者等の消費者トラブルを未然に
防ぐためにご協力をお願いします。